

法務省施設の内容

立川基地跡地昭島地区の土地利用計画の要素として検討していくこととした「国際法務総合センター（仮称）」は、次の4つの部門と併設する職員宿舎で構成されています。

1 法務省関係の国際協力機関

国の司法分野での国際協力の中心的な役割を担う機関

* 国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）= 国と国連との協定に基づき設立された、刑事司法に関する国際研修などを行う機関

* 法務総合研究所国際協力部（アジ研内に設置）= アジア地域を中心に民商事法分野の法整備支援を行う機関

2 職員研修所

* 矯正研修所、矯正研修所東京支所 = 刑事施設の刑務官や少年施設の法務教官などの研修を行う施設

* 公安調査庁研修所 = 公安調査庁職員の研修を行う施設

各研修所では、宿泊を伴う研修のため、研修員用の宿舎を同時に整備

3 矯正医療センター

身体または精神疾患を持つ成人および少年被収容者のための総合医療施設（八王子医療刑務所・関東医療少年院・神奈川医療少年院を統合整備）、将来的にはこの矯正医療センターを拡張し、急増する成人女子被収容者を対象とした医療的ケアなどのための施設整備を検討

4 少年非行対策センター

東京家庭裁判所八王子支部の立川市への移転に伴い、八王子少年鑑別所を移転し、青少年の非行やいじめなどの相談窓口も開設、なお八王子少年鑑別所に併設されている婦人補導院も同時に移転予定

【国際法務総合センター（仮称）に集約される施設】

